

稲沢市民病院のあり方検討委員会の運営に関する確認事項

1 会議

- (1) 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (2) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会議の原則

各委員は、会議に臨むに当たって、次の事項を基本原則とする。

- (1) 自由な発言
自由な発言を最大限に尊重する。
- (2) 批判中傷の禁止
特定の個人や団体の批判中傷を行わない。

3 発言の公平性

議長は、委員の発言が偏らないよう公平な運営に配慮する。

4 会議の記録

- (1) 事務局は、会議録を作成する。
- (2) 事務局は、ICレコーダーで会議の様子を録音するが、音声データは会議録を作成する目的以外には使用しないものとする。
- (3) 委員の自由な発言を担保するため、会議録には発言者の氏名を明示しないものとする。
- (4) 事務局は、会議に出席した委員全員の承認を得たうえで、会議録を市ホームページで公開するほか、市役所行政情報コーナーに備えるものとする。

5 会議の公開

- (1) 会議は、原則公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると委員長が認めるとき、その他委員長が必要と認めるときは、公開しないことができる。
- (2) 会議の傍聴者の定員は、20人程度とする。
- (3) 傍聴者は当日先着順に受付する。

(4) 傍聴者の守るべき事項は、次のとおりとする。

ア 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

イ 会場内で、発言しないこと。

ウ 会場内で、飲食及び喫煙をしないこと。

エ 会場内で、事務局の許可を得ずに撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

オ 会場内に、ポスター、ビラ、拡声器の類を持ち込まないこと。

カ 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(5) 傍聴者は、事務局職員の指示に従わなければならない。

(6) 傍聴者が前2項に違反するときは、事務局職員はこれを制止、又は退場を命じることができる。

6 確認事項の改正

この確認事項は、必要に応じて変更、又は追加できるものとする。